



四 気 折 々

川越町立川越中学校
学校だより第40号
令和6年1月11日
「能登半島地震」から考
える川中と川越町の防災

四気=川越中学校訓「やる気 ほん気 こん気 げん気」
学校教育目標『自立した生徒の育成 -自律・調和・創造-』のもと
・自分を大切にすること ・他者を大切にすること ・粘り強くやり切る
・人を大切にすること ・安全で安心できること ・地域や保護者とともにある学校 づくりを目指します

「能登半島地震」から考える『川越中学校と川越町の防災』について・・・

始業式の校長からの伝えたいことの中で、一番に「能登半島地震」について、みなさんにお伝えしました。今回の学校だより第40号では、次のことについて考えたいと思います。

■ 地震・津波等での緊急時の対応や避難場所の確認などの川越中学校の防災と川越町の防災について考えたいと思います。

(1) 『能登半島地震』から考える防災。そして対応について。今の現状の避難について。

始業式でも伝えましたが、まだまだ石川県内輪島市、珠洲市を中心に多くの小・中学校で3学期の授業が実施できない現状。そして中学校そのものが避難所として、その学校に生活をする生徒の数より多い避難をしている人たちが生活をしている現状。みなさんと同じように今日を明日を生きたかった同じ年代の子どもたちが亡くなっている。2万人の方が避難生活をしている現状に目を背けることができません。石川県を中心に激しい揺れにより甚大な被害を受けた多くの方々に対して心よりお見舞い申し上げます。一日も早く、多くの子どもたちが大切な学校にて大切な教育が安心安全な環境で仲間と一緒に受けられることも本当に心から切に願う毎日です。

① 【南海トラフで発生する地震について】

～ 私たちの暮らす川越町にも大きな被害をもたらす「直下型地震」～

「能登半島地震」では石川県能登半島を中心とするマグニチュード7.6、最大震度7という想像をはるかに超す「直下型地震で最大級の地震」であり、津波到達も想定できないくらいの速さで陸地に到達。『想定される、予想される情報以上の災害』に備える意味でも、一番大切なことは『命を守る行動』です。今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード8から9クラスの大地震が発生すると言われていています（文部科学省 地震調査研究推進本部より）

伊勢湾の奥に位置する川越町の地震被害は、能登半島地震と同じように「直下型地震」として大きくなると想定されています。最大の被害が想定されるのは、活断層である「養老一桑名一四日市断層帯」を震源とする大地震であり、三重県北勢地区における死者数は、約5,900人と想定されています。川越町は地震進度も最大7、そして地震による「液状化危険度も“極めて高い””と言われていています。

■川越町の津波の想定浸水深⇒⇒1m～5m（川越中学校では2m）と想定されています。
■川越町の津波30cmの到達予想時間⇒⇒60分～90分（川越中学校の1階が浸水）
■朝明川洪水時の川越町の想定浸水深⇒⇒1m～5m未満（川越中学校では1m～3m浸水）
■員弁川洪水時の川越町の想定浸水深⇒⇒1m～10m未満（川越中学校では1m～3m浸水）

地震だ！津波だ！すぐ避難！ 津波から身を守るには、まずは逃げる。川越町の地域によっては短時間で津波がやってきます（能登半島地震が津波の速さを物語っています）。

② 【川越中学校の避難場所について】

～ 子どもたちの命の安全を最優先に、命を守る行動をします！～

- ① 地震発生後、建物その他の現状を考慮した上で、グラウンドへ避難。（第一次避難場所）
- ② 地震発生後、火災発生の場合はグラウンドへ避難。（第一次避難場所）
- ③ 地震発生後、津波到達の恐れがある場合は3階教室内へ避難。2階学級生徒は、自分の学級の真上の3階教室へ避難。（なお、避難してきた幼稚園児及び川越町町民は3階廊下へ避難させる）
- ④ 大津波が高い可能性がある場合は校舎屋上へ避難。（第二次避難場所）
そして、津波到達まで時間的余裕がある場合、朝日町民グラウンドまで避難。（第三次避難場所）
（避難してきた幼稚園児及び川越町町民とともに避難）

※川越中学校は川越幼稚園の第2次避難場所にもなっています。【川越中学校令和5年度「防災管理計画」より】

③ 【川越町の『指定緊急避難場所』について】～ 命を守る行動のために ～

災害が発生し、または発生の恐れがある場合には、その危険から逃れるための避難場所として、津波や風水害などの異常気象の種類ごとの一定の基準を満たす施設です。

●印については、『指定避難所』も兼ねることになる施設です。『指定避難所』とは、災害により、自宅で生活ができなくなった被災者の方々が一定期間生活をする施設です。

	施設名	所在地	災害の種類		
			風水害	地震	津波
1	●当新田地区公民館	朝日町縄生 1142 番地 1	○※1	○	×
2	●北福崎地区公民館	北福崎 45 番地 1	○※1	○	×
3	●亀須地区公民館	亀須新田 278 番地 5	○※1	○	×
4	●亀崎地区公民館	亀崎新田 83 番地 6	○	○	○
5	●上吉地区公民館	高松 1301 番地	○※1	○	×
6	●南福崎地区公民館	南福崎 405 番地	○※1	○	×
7	●豊田一色地区公民館	豊田一色 320 番地	○※1	○	×
8	●豊田地区公民館	豊田 927 番地 1	○※1	○	×
9	●高松地区公民館	高松 380 番地 1	○※1	○	×
10	●天神地区公民館	豊田 373 番地 2	○※1	○	×
11	●川越町総合体育館	亀崎新田 77 番地 546	○	○	○
12	●川越北小学校	豊田一色 69 番地	○※1	○	○※2
13	●川越南小学校	高松 258 番地	○※1	○	○※2
14	●川越中学校	豊田一色 67 番地	○※1	○	○※2
15	川越町いきいきセンター	豊田一色 314 番地	○※1	○	○※2
16	●川越町あいあいセンター	豊田一色 314 番地	○※1	○	○※2
17	川越町水防倉庫 (当新田地区)	当新田 816 番地 4	—	—	○※2
18	川越町役場	豊田一色 280 番地	—	—	○※2
19	三重県北勢沿岸流域下水道 北部浄化センター管理本館	亀崎新田 80 番地 2	○	○	○
20	●三重県立川越高等学校	豊田 2302 番地 1	○※1	○	○※2
21	霞 4 号幹線検査路	朝明川橋梁	—	—	○
22	豊田水防倉庫	豊田 826 番地 1	—	—	○※2
23	北部保育所避難施設	当新田 763 番地 1	—	—	○※2
24	亀須・亀崎地区津波避難タワー	亀須新田 168 番地 1	—	—	○※2

- 「×」は、その災害時には避難場所に適さないもの。
- 「—」は、災害の性状から避難場所に適さないもの。
- ※1 は、災害の状況によっては避難場所が2階以上になります。
- ※2 は、津波で浸水する区域に立地しているため、避難場所が2階以上となるもの。

ただし、川越町水防倉庫の避難場所は屋上とし、豊田水防倉庫の避難場所は3階及び屋上階とし、北部保育所避難施設の避難場所は屋上とする



みなさんは、左写真の「川越町防災マップ」を見た、確認したことはありますか？

これは、パンフレット型になっていて、黄色いファイルの中に、写真の「川越町防災ガイドマップ」と「川越町津波ハザードマップ」「朝明川洪水ハザードマップ」

「員弁川洪水ハザードマップ」が一緒に入っていますので、ぜひ確認をしてください。

このハザードマップは、川越中学校北館1階職員室前の掲示板にしっかりと貼ってありますので、学校でもぜひ確認をしてくださいね。

この『防災マップ』を参考にして、平常時からいつ発生してもおかしくない大地震・大災害に備えるとともに、自助<じじよ>（自分の身は自分で守る）、共助<きょうじよ>（みんなのチカラを合せて助け合い自分たちの地域を守る）で自らの身の安全を守ろう！



④ 【川越中学校の『災害時の引き渡し及び避難所の開設』について】

～ 児童生徒の安全確保にかかわって～

(1) 児童生徒の下校・引き渡し

下校措置等を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒の安全確保に十分配慮する。また、児童生徒を下校させる場合は、通学路等の安全を確認し、集団下校（同じ地域ごとやできる限りの複数下校）させるなどの安全確保対策を行う。

(2) 帰宅困難児童生徒の保護

帰宅途中での浸水や保護者等の不在等により、帰宅が困難な児童生徒については、校内や避難所などの安全な場所において保護する。以上、「川越町地域防災計画（P87～）」より一部抜粋

『災害時の引き渡し及び避難所の開設について』 保護者の皆さまへ

今後、学校生活の中で、大地震や津波等の災害や事故が発生した場合は、校内外への避難・安全確保等を行います。川越町教育委員会と連絡を取り合う中で、学校より家庭の方が安全・安心と判断できる場合に限り、保護者と電話や配信メール（すぐーる）・ホームページ等で連絡を取り、生徒を下校させる、または、保護者が学校に生徒を引き取りに来ていただくこと（引き渡し）ことを可能としています。

しかし、保護者の確認や安全が確保できない場合については、引き続き学校で生徒の安全を確保することとなります。引き渡しを行う保護者につきましては、生徒の身の安全を最優先に考えて『緊急連絡カード』の緊急時の連絡先1・2・3の欄に記載されている方とします。（もちろん緊急時なので、必ずこの「緊急連絡カード通り」とはいかないこともあると思いますが、これを基本とします）ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、川越町内で川越町防災会議から避難所開設の指示が出た場合は、川越中学校は上記のように、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」として開設し、生徒や町民等の地域の方々の安全を確保することとなります。詳しくは「川越町防災マップ」や川越町ホームページ等にてご確認をお願いします。